

協議第 4 6 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（生涯学習関係その 4）について

各種事務事業の取扱い（生涯学習関係その 4）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第46号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係（その4）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	生涯学習関係	分科会	生涯学習振興分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 生涯学習スポーツ審議会	公民館運営審議会 ※公民館運営審議会は、平成14年4月1日廃止	公民館運営審議会 ○目的 公民館運営(講座の開講等)に関し、審議、助言を行う。 ○審議会の開催 年度計画立案時及び計画実施後に行う。	公民館運営審議会 ○目的 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する ○審議会の開催 年2回程度	公民館運営審議会 ○目的 公民館運営(講座の開講等)に関し、審議、助言を行う。 ○審議会の開催 年度計画立案時及び計画実施後に行う。年2回程度	公民館運営審議会 ○審議会の開催 年2回程度	公民館運営審議会 ※公民館運営審議会は、平成12年4月に廃止、その役割は社会教育委員会がはたしている。
	生涯学習スポーツ審議会	—	生涯学習推進協議会	—	—	—
	○審議会の目的 教育委員会又は市長の諮問に応じ、生涯学習及びスポーツの振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。 そのほか、生涯学習及びスポーツの振興に関する事項について、教育委員会又は市長に意見を述べる。 ○審議会の開催 審議会の開催は、中長期的な計画の立案時及び同計画の変更時等に随時開催する。	—	○任務 次の事項について、調査審議して意見のとりまとめを行う * 町長から付託された事項 * 生涯学習施設の運営 * 生涯学習の推進に関する事項 ○協議会の開催 年2回程度	—	—	—
スポーツ振興審議会 ※スポーツ振興審議会は、平成14年4月1日廃止	スポーツ振興審議会 ○審議会の目的 教育委員会の諮問に応じ、スポーツの振興に関する事項について調査審議をする。 ○審議会の開催 年2回	スポーツ振興審議会(制度あり)	—	—	—	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 新たに制度を制定する(合併と同時)
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	公民館運営審議会 ○審議会の目的 公民館活動に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図る。 ○審議会の開催 中央公民館及び4地区公民館において、それぞれ年1～3回運営審議会を開催	地区公民館運営審議会 ○審議会の目的 公民館運営(講座の開講等)に関し、審議、助言を行う。 ○審議会の開催 年度計画立案時及び計画実施後に行う。	公民館運営審議会 ○審議会の目的 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。 ○審議会の組織 美杉公民館—公民館運営審議会 地域公民館7館—社会教育推進会議 ※公民館活動に関する事業推進を円滑かつ効率的に行うため。	・公民館運営審議会及びスポーツ振興審議会は見直し、生涯学習スポーツ審議会に一元化する。 ・生涯学習スポーツ審議会の中に、公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会とを設置する。 ・地区公民館の運営審議会は、公民館運営協議会とし、原則として公民館ごとに設置する。
—	—	—	—	
スポーツ振興審議会 ○審議会の目的 教育委員会の諮問に応じ、町内のスポーツ振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。 ○審議会の開催 年2回	スポーツ振興審議会 ○審議会の目的 教育委員会の諮問に応じ、町内のスポーツ振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。 そのほか、スポーツの振興に関する事項について、教育委員会に意見を述べる。 ○審議会の開催 審議会の開催は、中長期的な計画の立案時及び同計画の変更時等に随時開催する。	スポーツ振興審議会 ○審議会の目的 教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して(教育委員会)に建議する。 ○審議会の開催 年2回	—	

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	生涯学習関係	分科会	生涯学習振興分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
16 公民館施設の配置	中央公民館1 地区公民館8(原則、中学校区) 白塚公民館 豊里公民館 一身田公民館 橋北公民館 敬和公民館 橋南公民館 片田公民館 南郊公民館 分館16(小学校)	中央公民館(久居公民館)1 地区公民館6(小学校区) 立成公民館(立成コミセン) 戸木公民館 七栗公民館 稲葉公民館 榊原公民館 桃園公民館(桃園情報センター)	中央公民館(町民の森)1 地区公民館4 上野公民館 千里ヶ丘公民館 豊津公民館(豊津小学校) 黒田公民館(黒田小学校)	中央公民館(総合文化センター)1 地区公民館5 椋本地区公民館(椋本小学校) 明地区公民館(明小学校) 安西地区公民館(安西小学校) 雲林院地区公民館(雲林院小) 河内地区公民館(元河内小)	中央公民館(文化センター)1 地区公民館3 第1公民館(長野小学校) 第2公民館(高宮小学校) 第3公民館(辰水小学校)	中央公民館1 地区公民館4 草生地区公民館 村主地区公民館 安濃地区公民館 明合地区公民館

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 現行のまま新市に引き継ぐ
-------	------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
香良洲町公民館1	中央公民館(高岡公民館)1 地区公民館 大井公民館 波瀬公民館 川合公民館 高岡公民館(中央に併設)	中央公民館1 地区公民館6 元取公民館 家城公民館 川口公民館 大三公民館 倭公民館 八ツ山公民館	美杉公民館(八知公民館)1 地域公民館7 竹原公民館 太郎生公民館 伊勢地公民館 八幡公民館 多気公民館 下之川公民館 八知公民館(美杉公民館併設)	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の事務等、公民館の在り方について、新市に設置する「生涯学習スポーツ審議会」に諮り調整する。 ・地域ごとに中心となる公民館を位置づけることで調整する。